

佐八酒消組監第22号
平成23年12月1日

佐倉市八街市酒々井町消防組合
管理者 蕨 和 雄 様

佐倉市八街市酒々井町消防組合
監査委員 大川 靖 男
監査委員 内海 和 雄
(公印省略)

平成23年度佐倉市八街市酒々井町消防組合定期監査結果報告書の
提出について

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定により、平成23年度佐倉市八街市酒々井町消防組合の定期監査を執行したのでその結果報告書を同条第9項の規定により、別紙のとおり提出します。

平成23年度佐倉市八街市酒々井町消防組合定期監査結果報告書

第1 定期監査の対象所属

消防本部予防課及び査察調査課

第2 定期監査の対象期間

平成23年4月1日から9月30日

第3 定期監査の実施日

平成23年11月28日（月）

第4 定期監査の実施場所

佐倉市八街市酒々井町消防組合消防本部4階講堂

第5 定期監査の方法

定期監査資料として、帳票、帳簿及び書類等の提出を求め、予算及び事務事業の執行が計画的かつ効率的に行われているか、その手続きは適切か、会計処理は法令等に従っているか等の審査を行いました。

内容聴取については、それぞれの所属の所管事務事業の執行状況等について質疑応答の方法で行いました。

第6 定期監査の結果

1 予算の執行状況

予算の執行状況は、適正であると認められました。

2 事務事業の執行状況

主な事務事業の執行は、適正であると認められました。

3 事務の処理状況

事務の処理状況は、おおむね良好であると認められました。

4 留意及び改善を要する事項

消防本部予防課及び査察調査課について平成23年度の予算の執行並びに消防行政の運営について、監査した結果、留意及び改善を要する事項は、次のとおりです。

これらの事項については、今後検討され、改善等に努められることを希望します。

(1) 事務分掌の見直しについて

消防を取り巻く現況及び事務処理の内容も変化してきていることから、佐倉市八街市酒々井町消防組合消防本部の組織に関する規則において規定する事務分掌の見直しを行ってください。

(2) 事務能率の向上について

消防力の整備指針による人員の充足率が満たされていない状況ではありますが、事務能率の向上を図り、住民の負託に応えるようにしてください。